

長崎県木材業者及び製材業者登録条例実施要領

- 1 木材業者製材業者の登録は、「長崎県木材業者及び製材業者登録条例」(昭和34年長崎県条例第3号、以下「条例」という。)並びに「長崎県木材業者及び製材業者登録条例施行規則」(昭和34年長崎県規則第41号、以下「規則」という。)の定めるところによるほかこの要領により行うものとする。
- 2 木材の定義
 - (1) 条例第2条第1項第3号に規定する特殊用材には、繊維板によるものは含まないものとする。
 - (2) 条例第2条第1項第3号に規定する「その他知事が指定する木材」とは、防虫防腐処理材、集成材、積層材、焼板、特殊合板、桶材、樽材、木材チップとする。
- 3 登録

木材業者と製材業者の登録は別個に行うものであるから、それぞれについて登録を受けなければならない。
- 4 書類の経由
 - (1) 規則第8条に基づく書類の経由のうち、登録申請書は、県の経由機関が管轄する木材組合又は協同組合(長崎県木材組合連合会(以下「県木連」という。)加入組合に限る。)を通じ、当該組合で確認のうえ、県木連を通じ県に提出するものとする。
 - (2) 次に掲げる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、直接、県の経由機関に提出することができる。
 - ア 申請者が県外業者である場合
 - イ 申請者の主たる営業所又は工場がある地区に前項の木材組合又は協同組合がないとき
 - ウ その他特別の事情が認められるとき
 - (3) 前項の場合において、県の経由機関は登録申請書の内容確認のために必要な書類の提出を求めることができる。
 - (4) 知事に提出する書類は、3通作成し、正本を県に提出し、副本を当該組合及び県木連の控として保管するものとする。
 - (5) 県の経由機関長は、登録後直ちに登録申請書の写し1部を本庁に送付するものとする。その他知事に提出する書類もこれに準ずるものとする。

附 則

- 1 昭和34年5月6日付「長崎県木材業者及び製材業者登録実施要領」は廃止する。
- 2 この要領は昭和53年4月10日から施行する。
- 3 この要領は平成16年7月1日から施行する。
- 4 この要領は平成19年5月1日から施行する。
- 5 この要領は平成30年5月1日から施行する。